

ハローワーク福岡中央の取組

刑務所出所者等就労支援事業を実施するポイント

- ・ 出所後の生活に配慮した職業相談、職業講話を通じて対象者の不安を軽減し、面接におけるスーツの貸与により就職活動への前向きな気持ちを醸成
- ・ 刑務所出所者等に公共職業訓練の受講あっせんや農林漁業体験を案内し、これらの制度を利用した就労を実現

1 ハローワーク福岡中央による刑務所出所者等就労支援事業の実施内容

ハローワーク福岡中央（管轄区域：福岡市中央区・博多区・城南区・早良区、南区と糟屋郡の各一部地域）は平成18年度から刑務所出所者等就労支援事業（以下「出所者等就労支援事業」という。）を実施しており、福岡刑務所と福岡拘置所における受刑者等への職業講話、求人情報の提供、ハローワーク福岡中央に来所した刑務所出所者等への就労支援などを行っている。平成28年6月から福岡刑務所に就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）が駐在して受刑者等に職業相談・職業紹介を行うモデル事業を開始した。それに伴いナビゲーターを1人増員し3人体制としており、週3日（月・水・木曜）、1人ずつ駐在している。



【ハローワーク福岡中央 赤坂駅から徒歩3分ほど】

2 福岡刑務所における職業相談・職業紹介の実施

職業相談・紹介に関する面接は福岡刑務所内で選定された対象者¹に実施している。面接はナビゲーターと福岡刑務所の就労支援スタッフ²と刑務官が同席して行い、対象者1人につき通算約3回実施している。また、ナビゲーター1人につき、常時、支援対象者を5～10人担当している。

¹ 対象者の要件は釈放等の予定日から概ね3か月以内の受刑者、当該事業への参加を希望している、求人者に対する犯罪等の前歴及び矯正施設に収容されている事実についての情報開示に同意していること等がある。支援対象の候補者が多数の場合は、就労意欲が高いと判断された者を優先とする。

² 刑事施設において就労支援を担当している職員。キャリアコンサルティング等の資格を有している。

（１）対象者と事業所への情報提供の工夫

入所前の就労経験が乏しく、仕事のイメージがしづらい対象者には、入所中の経験が仕事に関連づけられることを説明している。例えば刑務作業で経験した印刷の業務に興味を持ち、出所後も同様の業種に従事したいという希望を持っていれば、関連の職種を次回の面接で紹介している。



【ハローワーク福岡中央が入るビル】

居住地³が未定の対象者には、出所後の生活基盤としたい地域あるいは回避したい地域について尋ねている。対象者の中には「地元に戻ると以前の仲間や知り合いがおり、再犯してしまう可能性があるので、地元ではない地域がよい」と話す者が少なくない。そのため、職業紹介の基準としては＜希望する地域に寮を持つ事業所＞をひとつの目安としている。また、福岡県内の博多地域は土木建築関係、北九州地域では土木建築関係と運送関係の業種が多いなど地域によって業種に偏りがあり、これらの情報も参考として紹介している。

事業所の採用担当者には対象者の了解を得た上で犯歴や累犯回数を伝え、また文身や断指⁴がある場合は、その点を確認した上で対象者を紹介するなど、事業所が選考を検討するための情報を可能な限り提供している。

（２）事業所との面接におけるスーツ着用の効果

対象者が事業所との面接を希望する場合は、事業所の採用担当者が福岡刑務所に来所し、選考の面接を行う。福岡刑務所における事業所の選考面接は、ナビゲーターとの面談で通常使用している部屋とは別室で実施し、対象者にはスーツを貸与する。この選考面接におけるスーツの着用は、ハローワーク福岡中央と福岡刑務所における独自の取組である。刑務所における普段の服装と異なるスーツの着用は、働く意欲を示す効果とともに、入所者自身が出所後の生活を意識するきっかけともなるという。

³ 原則として身元引受人がいる居住地。

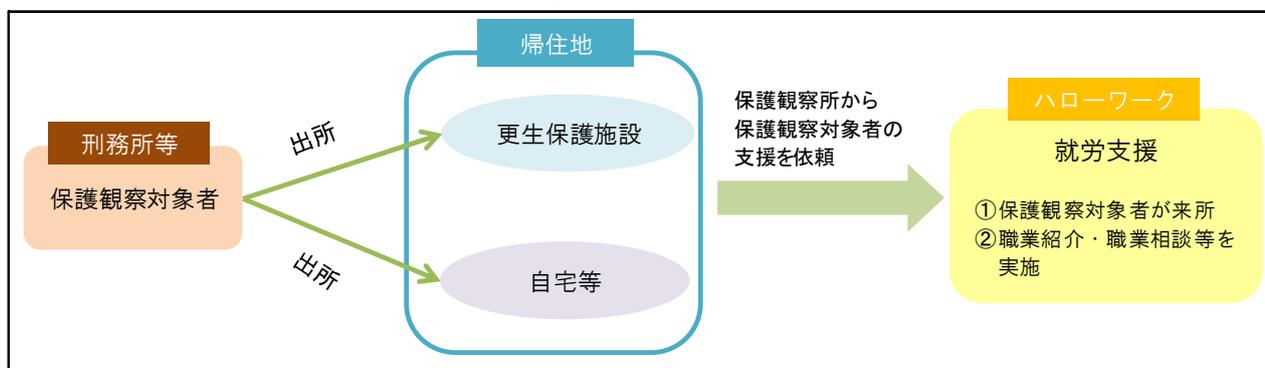
⁴ 文身は入れ墨または入れ墨を入れること、断指は指を切り落とすこと。

3 刑務所出所者等への就労支援

仮釈放となり出所した刑務所出所者等は、概ね更生保護施設⁵（福岡市内には3施設ある）または自宅を帰住地としている。刑務所出所者等への就労支援は、福岡保護観察所からの依頼に基づき、ハローワーク福岡中央へ対象者が来所し、職業相談・紹介を受ける流れとなっている（図3-1）。

ハローワーク福岡中央での職業相談に保護司が同席する場合もある。ナビゲーターによると、保護司が同席して実施する職業相談は、ナビゲーターと保護司が相談内容を共有できるため、対象者の自立に向けた取組を協力して進めることができるとのことである。

【図3-1 保護観察対象者等への支援の流れ】



[アフターサービス推進室作成]

（1）更生保護施設的环境を踏まえた職業相談・職業紹介

更生保護施設に入居している対象者の職業紹介は、通勤の利便性や施設の生活時間を考慮して行っている。更生保護施設では、食事・風呂などの生活時間を定時とし、門限を設けている施設があり、これらの施設要件と事業所の勤務条件を勘案して求人情報を提供している。

更生保護施設の退所後を見据え、対象者に紹介する事業所は、寮などの住居を所有し、定着して働くことができる環境である点を重視しており、代表者が頻繁に変わる事業所などを回避している。紹介する職種は主に男性が建築、調理補助、タクシー運転等、女性が清掃、調理補助、コールセンター等である。対象者の多くは複数回の入所経験があり、就業経験が少ない。そのため、未経験でも可能かつ人手不足の業種が多い傾向となっている。

⁵ 更生保護施設は保護観察所から委託を受け、住居がない、親族等の身元引受人がないなどの理由のある者を宿泊させ、食事の提供、就職援助、生活指導等を行う。

(2) 職業紹介における履歴書の指導と住宅支援の案内

職務経歴における空白期間がある対象者が多い中、履歴書の作成と添削では個々の生活背景に基づいて指導している。例えば、出所後、実家に居留していた時期は家事や農業を手伝っていた等、実際に行っていたことを具体的に記入させ、求人事業所へ対象者自身の情報を伝えることを重視している。必要性を感じない対象者もいるが、「空白期間をできる限り埋める」ことの重要性を伝えている。

また、保護観察期間を満了した後の住居に不安を感じる対象者には、福岡市が提供する住宅支援事業や同市で入居支援活動を行う不動産関連のNPO法人等について案内している。実際にこれらの団体から支援を受け、更生保護施設を退所後に自転車や電話を借りて生活を始め、就業した例があるという。ナビゲーターによると、対象者は種々の支援を受け、社会に馴染むにつれて表情が和らぐなど徐々に変化していくことがわかるとのことである。

(3) 公共職業訓練を活用した就労

刑務所出所者等における支援対象者には、公共職業訓練⁶の受講あっせんもしており、平成29年度は10月時点で6件の受講実績がある。これまで下表に掲載の事例がある。②の事例では、ナビゲーターが運送業の事業所へ連絡し、就労後の様子を尋ねたところ「とても真面目に働いている」との回答があったという。

一方、介護関係の職種は人手不足であることから一般的に需要が増しているが、文身のある対象者は採用が難しいという事情がある。

【公共職業訓練を受講して就職した事例】

①	男性	50代	介護関係の訓練を受講	福祉施設に就職
②	男性	60代	フォークリフト運転の訓練を受講	運送事業所に就職

[ハローワーク福岡中央の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

(4) 農林漁業関係の支援を利用した就労

ハローワーク福岡中央では、福岡保護観察所から農林漁業関係の就職を希望する刑務所出所者等の依頼を受けることがあり、ハローワーク福岡中央内の農林漁業就職支援の部署と協力し、情報提供や職業紹介を行っている。これまでに「更生保護施設に入所中の対象者が畜産業を希望し、北海道の牧場に就職し

⁶ ハローワークの求職者を対象とする資格の取得を目的とした職業訓練。給付金を受けながら講座に通う。離職者の訓練期間は講座内容により異なるが概ね3か月から1年。

た例」や、「保護観察期間中に漁業体験に参加し、保護観察期間の終了後は漁業への就労を希望している例」があった。

対象者の興味や関心を持つ分野と雇用のニーズがある専門的な業種の就職につなげている。

4 福岡刑務所における職業講話の実施

職業講話はナビゲーターが出所を予定する入所者に向けてハローワークの案内や就職活動について伝えるものとして、1か月に4～5回（月・木曜）実施している。参加者は回によって5～10人、仮釈放を予定している入所者が多い。

（1）ハローワークの利用に関する案内

職業講話では出所者等の雇用に前向き、かつ前歴を公開しても採用する事業所があることを話している。協力的な事業所は、「真面目に働きたいという気持ちにに応じて出所者の就労希望者を積極的に選考する」事業所であり、そのような事業所の求人は全国のハローワークで紹介が受けられることを伝えている。

また、ハローワークを利用する際に「出所者等就労支援事業」の対象であることを伝えづらいという参加者からの意見には、ハローワーク福岡中央の受付窓口で「ナビゲーターのAさんいますか」というように指名して尋ねてくれればよいことを伝えている。

（2）参加者からの質問と回答

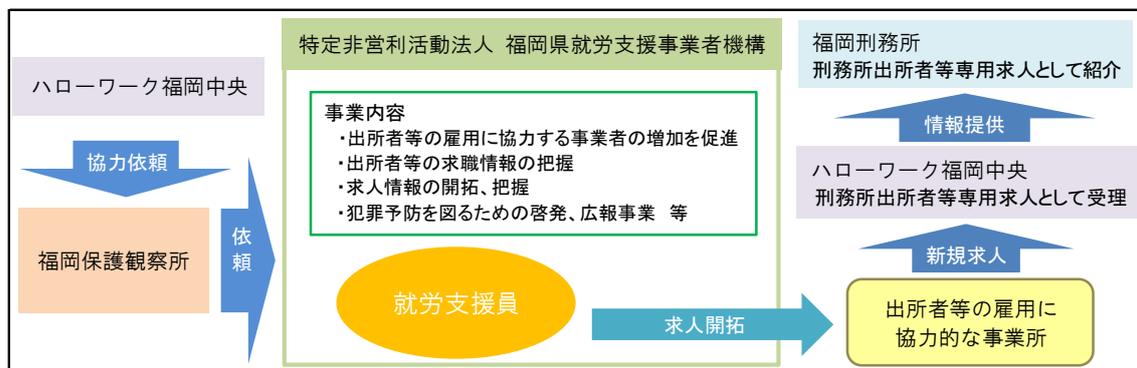
参加者からの質問では、ハローワークで受講できる職業訓練に関するものが多く、訓練内容は各ハローワークで異なり、受講にはハローワークに数回通い書類手続が必要である点などの実務を説明している。

また、出所後の環境における不安や対処など、「就職先では自分の入所歴などを誰が知っているのか」、「就職先の環境に馴染んだ後に事業所内で知られた場合にどうすれば良いのか」、という参加者からの質問には、事業所の担当者との面接の際に、不安な思いや心配、懸念している内容を伝え、その上で選考してもらうことが就労後の働きやすさにつながると答えている。

5 協力雇用主等支援事業の実施

刑務所出所者等の雇用に関与する事業主に求人依頼等を働きかける取組として、「協力雇用主等支援事業」がある。同事業は出所者等の雇用に関与する事業所の求人開拓や出所者等の求職情報の把握等を事業内容としている。ハローワーク福岡中央では、「特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構」（以下「福岡県就労支援事業者機構」という。）と連携している（図5-1）。

【図5-1 福岡県における協力雇用主等支援事業】



※ 協力雇用主等支援事業の対象地域は東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県
[アフターサービス推進室作成]

福岡県就労支援事業者機構で開拓した求人内容は、ハローワーク福岡中央において「刑務所出所者等就労支援事業専用求人⁷」として受理した後、福岡刑務所に情報提供し、出所者等に紹介している。表5-1のとおり就職件数は増加している。

【表5-1 刑務所出所者等専用求人数と就職件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年9月まで
刑務所出所者等専用求人数	188	168	116
就職件数	2	8	15

[ハローワーク福岡中央の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

福岡県就労支援事業者機構の就労支援員は、求人開拓を行うだけでなく、ナビゲーターが支援対象者に刑務所出所者等専用求人の職業紹介を行う際に同席し、事業所の様子や特徴について説明している。

就職件数が低い割合である理由のひとつに、専用求人を申し込んでいる事業所の大半が建設業であるため、業種が限定的になってしまうことがあるという。

6 就労支援の状況

出所者等就労支援事業の実施状況については、表6-1のとおりである。平成29年度は受刑者等のうち満期釈放者⁸の就職件数が増加しており、その理由として、担当者によると、出所後の帰住地や就労先が未定である不安感に起因して入所中の就職内定意欲が高まる傾向があるという。

⁷ 刑務所出所者や少年院出院者などを対象にした専用の求人。一般の求職者には非公開であり、雇用を希望する特定の矯正施設を指定することが可能であるという特徴がある。

⁸ 刑期を満了し、釈放される者。身元引受人がおらず、保護観察所等による社会内処遇を受けない。

【表 6-1 ハローワーク福岡中央における刑務所出所者等就労支援事業の就職件数】

就職件数	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年9月まで
就職件数合計	64	79	55	25
受刑者等の就職件数	0	2	8	15
保護観察対象者等の就職件数	64	77	47	10

※ 受刑者等は刑務所に入所中の受刑者、保護観察対象者等は仮釈放となり、出所した対象者のこと
 [ハローワーク福岡中央の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

7 E社における出所者等の雇用事例

E社は一般土木建築工事業を主な事業とする福岡県内の株式会社である。平成29年6月に刑務所出所者等を初めて1人採用し、半年後の平成29年12月時点で雇用を継続している。

(1) 刑務所出所者等専用求人登録を通じた採用について

E社は福岡県内の矯正施設出所者等について雇用の依頼を受けた。依頼を受けた当初は、出所者等を雇用する取組があることを知らなかったが、人手不足に悩んでいたこともあり、刑務所出所者等専用求人説明を聞き、求人申込みに至った。その後、ハローワーク福岡中央から対象者の紹介の話があり、福岡刑務所に出向いて、面接を実施した。

当該対象者の面接では、「頑張ってやっていきたい」、「やり直したい」という気持ちが伝わり、採用に至ったとのことである。

(2) 採用後の配慮等

採用に当たり雇用者側としての不安などを特段感じる事がなく、自然体で受け入れを始めた。E社としては出所者である点を特別扱いする意識がなく、他の従業員と同じように事務所で朝晩と顔を合わせる際に挨拶や表情などから様子を見て取り、日常的なコミュニケーションを通じて、関係づくりを図っている。対象者は大変真面目に取り組んでいるが、一方、正月や夏期などの長期休暇で生活リズムが崩れる心配もあるため、休暇前には社長から「しっかりね」というように声をかけるなどしている。



事業所全体では従業員間の金銭貸 [作業現場の様子: 通常は複数名で作業(E社提供)]

与、ギャンブル、飲酒はトラブルにつながりやすいため禁止している。雇用の際に全従業員へ規約として説明し、毎月2回の集会でも別途伝えている。このように事業所の方針として禁止事項を明確に伝えていることも、対象者を含む従業員が働きやすい環境づくりにつながっていると思われる。

（3）雇用した刑務所出所者等の勤務状況

出所者等就労支援事業を通じてハローワーク福岡中央から紹介のあったFさん（男性、50歳代）を採用。溶接の資格を保有しているが、必ずしも資格を生かせる現場だけではないことも伝えた上での雇用だった。

業務内容：作業現場での玉かけ⁹、型枠¹⁰

住居：E社の社員寮。個室、風呂とトイレは共同。リビングと台所は共有部分で自炊ができる。事業所の事務所で朝食（おにぎり、味噌汁）が提供される。

〔採用後の業務〕

採用後は、対象者が保有する溶接の技術を生かすことができる駅の工事現場での夜勤を担当業務とした。当該現場が終了した後は、E社で請け負う仕事で溶接を用いる作業現場は少ないため、型枠など他の業務を覚えてもらう必要もあり、様々な現場に派遣している。

勤務開始後、対象者と同年代で事業所内でも面倒見が良い従業員と作業現場に行くようグループを分け、業務内容と事業所の環境に慣れていけるように配慮した。

〔生活面、給料等の状況〕

対象者は出所してすぐにE社から5分程の距離にある寮に入居した。出所時の所持金は当座の生活費として1か月程でなくなったことから、E社から初任給の支給日までに2千円の日払いをしたが、以降は生活費の前借りなどをせずに過ごしている。

事業所全体の方針として寮での生活は、他の住人に迷惑をかける範囲であれば干渉しないこととしている。しかしコミュ



〔作業現場の様子：手前の木枠が型枠（E社提供）〕

⁹ クレーンのフックに吊り荷を掛け、外す作業。

¹⁰ 建築、工事現場等で建造物のコンクリートを流し込むために木材や金属で枠を作る作業。

ニケーションが図れないなど業務上に支障が出そうな状況であれば話し合いの場を持つなどの対処をしている。

【Fさんを採用したE社の感想】

とても真面目に仕事に取り組み、毎朝遅刻することなく出社している。「人生をやり直したい」という気持ちが見える働きぶりで、きちんとした人が来てくれてとても助かっている。

(4) 刑務所出所者等の雇用についての感想

刑務所に入所していた時の生活リズムができていたためなのか、朝起きて出社し、時間どおりに仕事に来るという自己管理ができていたように思う。従業員全体の傾向として50代以降の世代は仕事への責任感を持っているように感じ、対象者にも信頼して仕事を任せることができている。またいい人との出会いがあれば、ぜひ採用したいと思っている。

8. 調査先から寄せられた意見と展望

(1) 出所者等就労支援事業に関する連携の強化

ハローワーク福岡中央からは、出所者等の雇用に関する依頼が一部の事業所に集中しているという課題が挙げられた。現在、「出所者等就労支援事業」の協力を依頼している事業所は約10社に上るが、事業所の負担感を軽減するため、また、より多くの事業所に就労支援事業の雇用を受け入れていただくためにも、今後は協力事業主として登録しながら未だ採用がない事業所へ積極的な働きかけを求めていく必要がある。

一方、刑務所出所者等の支援依頼が近年減少したことから、保護観察所をはじめとする法務省側の関係機関や保護観察官、保護司などの関係職種と当該事業に関する連携を進めることが重要との意見があった。

(2) 出所後の就労を見据えた入所中からの体力づくり

事業所からは、刑務所入所中の体力強化に関する意見があった。出所者には体力が減退している者もあり、建築や土木の屋外作業現場などは作業環境が厳しく、特に夏場は体力を維持できずに退職してしまうケースが多いという。入所者の高齢化も進んでおり、出所後の就労に耐えられる体力の維持も求められている。ハローワークでは職業紹介を行う際に出所者等の体力を留意点として求人事業所へ伝え、それらの事情を考慮した上での採用に関する理解を得るようにしている。